



Title	漁業利用秩序論の構成
Author(s)	宮崎, 隆志; Takashi Miyazaki
Citation	社会教育研究, 13, 17-31
Issue Date	1993-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28493
Type	departmental bulletin paper
File Information	13_P17-31.pdf



漁場利用秩序論の構成

宮崎 隆志

はじめに

本小論の目的は漁場利用秩序論の意義を確認し、その展開の課題と方法についての整理を行うことにある。まず最初に、秩序論として問題をたてる意義、つまりそこではいかなる問題群までが扱われるべきかを確認しておこう。

一般に秩序とは、ある集団や全体が安定している状態を意味するが、それは必ず一定のルールに基づいて実現されている。例えば、法秩序論は法というルールにより形成されるシステムの安定性を問題にし、社会秩序という場合には、法に限定されないさまざまな規則（慣習や道德等）による社会の安定性が問題とされることになる。秩序についてのこのような理解を前提とすれば、秩序論を展開する場合には、少なくとも次のような論点の設定が要請されるように思われる。第一に、いかなる対立状況が秩序形成における前提となっているのか、という問題である。およそ秩序が問題にされるときには、全体に対する個の自立性、あるいは自己と区別された他者の存在が前提されていなければならないが、その関係を見捨てて秩序を議論することはできない。そして関係を問うことは、両者の区別と関連を問うことであり、区別はさらに対立として理解されることによって、統一を問題にすることができる。したがって秩序が統一の側面を問題にする限り、それはいかなる対立の統一であるのかが不可避の論点となる。第二に、秩序を実現するルールの正当性はいかに理解されるのか、という問題がある。社会秩序の場合には、先の対立は利害対立と言えるであろうが、対立する利害を実現する行為については、当該社会において承認済みのルールに従っているという事実によってその正当性が主張される。つまり秩序を実現するルールは、個別行為の正当化機能を担っている。しかし、法に従う行為は合法的であっても必ずしも正当性を有しない場合もあるように、ルールによる正当化、あるいはルールそのものの正当性は、より「メタ的」な正当化論を必要とすることになる。この領域を正義論ということができよう。しかし、正義論の位置をこのように理解したからといって、正義論の体系を規範領域に閉じて理解している（理解すべき）とは言えない。正義論が利害の対立状況、および個人と社会の対立状況を前提とする以上、正義が正義たる所以は対立と統一の統一構造、矛盾の現実的な解決様式の問題と切り離しては論じ得ず、むしろ規範領域に閉じた正義論は体系性を完結させ得ないと言わねばならない⁽¹⁾。

以上の点は漁場利用秩序を検討する際にも重要な論点であることに変わりはない。但し、このような形式的なレベルに留まったままではそれは具体的に展開することはできない。例えば、数理社

会学で展開されているような形式的な調整規則の抽出の努力は、秩序論の再構成をめざすものであるとしても⁽²⁾、そこで問われる「囚人のディレンマ」論は、厳密に言えば矛盾論ではないために、新たな現実を産出する論理を内に含まない⁽³⁾。それ故、現代においてもはや顕著と言える秩序変化の動態過程（新たな秩序の生成過程）は問題にし得ないように思われる。これに対して小論では、漁場利用問題を規定する現実の対立を如何に把握するかが何よりも重視されねばならない問題であり、その対立を解決する固有の論理を把握する方法を明らかにすることに関心が寄せられるべきであると考えている。先回りして言えば、漁場利用秩序論の実践性・現実性は、漁場利用問題の特質の把握の可能性に規定され、さらにそれは現代の社会編成の現実的な主体である資本が規定する秩序編成の論理との関連において把握するという方法以外にはなし得ないであろう。これは小論の問題関心の表明でもある。

その具体的な方法については、以下で検討していくこととし、ここでは漁場利用秩序問題を対象とする意義について付言しておきたい。言うまでもなく漁業は自然の成果の採取により成り立つ産業であり、資源としての自然の持続的再生産が産業としての存立の前提になっている。このような特性から、水産学あるいは漁業経済学においては、資源再生産の構造の解明とその持続的再生産の保障方法について大きな関心が寄せられてきた。とりわけ後者に即しては、いわゆる資源経済学として独自の展開を遂げ、「最大持続生産量(MSY)」はかかる領域における基本タームとなっている。最近の地球環境問題への関心の高まりの中で、“Sustainable Development”は一つの焦点を形成しているが、漁業資源管理論、あるいはそれに基づく漁場利用秩序論は、それに先行し連続する領域として位置づけることもできよう。しかし、小論ではそのような位置づけ以上に、漁場利用秩序問題が私的所有による正当化が成立し難い限界的な産業分野⁽⁴⁾における秩序の形成にかかわる問題である、という意味で現代における固有の意義を持つものと考えている。例えば、法的正当化も商品所有者（私的所有者）としての承認関係に基づく私法をその体系の基盤とするように⁽⁵⁾、私的所有者としての相互承認は資本主義社会の最も基本的な相互承認のありかたであり、所有権は不可侵の性格を有するものとして正当化機能を担っている。ところが資源や海面については所有権を主張することは困難であろう。確かに漁業権は物件とみなされ土地に関する規定が準用されるが、それでも海面そのものを私的所有の対象としうるわけではない。漁業以外の利用を含む海面の多面的利用は、漁業権の設定によって制限されることにはならない。これは漁業権が設定された地域内部での漁業権行使についても同様である。漁場の排他的支配はここでも認められていない。つまり、漁場利用については私的所有権による利用の正当化が直接的にはなしえない。しかしその一方で、今日では漁家経済のすみずみにまで商品経済は浸透し、漁業生産力も社会的にしか成立し得なくなっている。その意味では漁業生産力といえども、現代社会の有機的な編成の一契機としてしか発現し得ないのであり、私的所有による正当化を基本ルールとする社会秩序を前提とすることになる。このように私的所有権が内在的には成立し難いにもかかわらず、それを前提とする産業部門として漁

業（沿岸漁業）は現代社会において固有の位置を占めている。「市場の失敗」と「政府の失敗」⁽⁶⁾が言われる現代においては、正当化の近代的原理たる私的所有権に対する懐疑が日常意識においても現れている⁽⁷⁾。私的所有による正当化の意義と限界を確定することは現代の基本課題であると同時に、漁業問題においても最も基本的かつ緊急の課題となっているのである。

1 「正常な商品化」論の射程

(1) 綿谷の「正常な商品化」論の意義と限界

今まで述べたことは、換言すれば私的所有を根拠とした正当化論、具体的には自由や平等といった民主主義の規範と、自然利用を基本とする漁業における生産力の発展との関連を問うことでもある。漁場利用秩序は社会秩序であるが、それは同時に自然利用の秩序そのものであり、後者は生産力の保全・発展の問題と切り離すことはできない。農業に即してこの関連を問い、「正常な商品化」の意義を強調したのが綿谷赴夫氏であった⁽⁸⁾。そこで漁場利用秩序の検討を行う前に、「正常な商品化」論が切り開いた論点を確認しておきたい。

農業においても商品生産が行われる限り、自由競争が必然的である。しかし、農業生産力は労働の社会的生産力とともに労働の原生的生産力が矛盾的に統一されることによって成立しているから、優等地の個別資本は、労働の原生的生産力の独占に依拠して特別剰余価値を入手することができる。それ故、そこには労働の社会的生産力に基づく競争の論理つまり自由競争の論理は貫徹しない。綿谷氏によれば、土地の商品化によって差額地代の取得が開始されることによって初めて、農業資本は労働の社会的生産力を唯一の武器とする自由競争に加わることになる。

「正常な商品化」のもう一つの焦点は、労働力の正常な商品化である。労働力の掠奪に向かう資本の自由競争に対し、労働力の保全を行い得るようなルール（例えば標準労働日の設定）を与えることを、綿谷氏は労働力の正常な商品化と呼ぶ。そしてこのような商品化がなされることによって価値法則が貫徹し、再生産表式にしたがった「社会的総資本の再生産の秩序」が形成される。

これらの商品化によって「公正な自由競争のメカニズム」が確立し、それに従うことによって個別資本の私的努力は相対的剰余価値の生産に結びつき、国内市場の拡大をもたらすことになる。こうして「私益と公益の予定調和が保証される」。

つまり綿谷氏の言うところの「正常な商品化」とは、労働力と土地の保全を果たしうる商品化であり、労働力と土地の掠奪に向かうような自由競争に対し一定のルールを与えることを意味している⁽⁹⁾。そして綿谷氏は労働力の正常な商品化に基づく労働力の保全が資本に対し労働の社会的生産力の発達を図らしめ、土地の正常な商品化が耕作権を保証することにより地力掠奪的営農方式を是正することを展望する。こうして綿谷氏は正常な商品化こそが「農業生産力と農民の生活水準と農村民主化とを三位一体的に確保する」⁽¹⁰⁾と見るのである。

綿谷氏の提起は、労働の社会的生産力の発展を担いする資本を近代的資本として評価し、かかる資本の確立を方向づけるようなルールを設定を行うことの社会的な合理性を主張するものであったと言えよう。論文の表題が示すような「資本主義成立」期における近代的資本と近代的土地所有、賃労働者の間の近代的関係を形成する起動力を問う場合に、綿谷氏の指摘した「正常な商品化による公正な自由競争の確立」は極めて重要な槓杆であろう。近代化という新しい社会秩序を形成するためのルールを明らかにしたという重要な意義をここに確認できる。しかし、その上になお展開すべきいくつかの課題があるように思われる。第一に、かかるルールについて、その正当性は労働の社会的生産力の増大という「公益」の実現をもたらすことに還元されているが、このような正当化は「資本主義成立」期という限定された状況においてのみ成立する。「私益と公益の予定調和」は封建制社会に対する批判者としての役割を果たす資本に限って主張されているのであり、資本が主体として成立した段階では、「私益」と「公益」は対立している。その下で労働の社会的生産力の増大を正当化原理として主張することは、資本の合理化や権威的秩序の強化という「私益」の増大対応を、逆に「公益」の増大として正当化することにもなってしまう。これは正当化論を相対的剰余価値論の場面で展開することの限界を示している。綿谷氏の論理を現代に適用する場合には、「正常な商品化」、「公正な競争」というルールの正当性についての新たな根拠を提出する必要がある。

第二に、かかるルールを保証する「主体性」をどう理解するか、という問題である。綿谷氏はこの点に関し、「商品化の方式に対する社会の意識的計画的な統制」およびそれが近代的市民と近代的資本を前提とする階級闘争の産物であることを指摘している。ここでの問題は、仮にこのような契機をルール実現に有効なものとして認めるとしても、それが農民層分解の過程に内在させられていないことにある。これらの「主体性」を実現するような分解のありかたの解明が課題であることが指摘されて当該論文は終わっているが、この提起は土地と労働力の商品化において、それを正常化するのは非農民であるという理解が前提になっている。これも先と同じく、原蓄過程において近代的土地所有を成立させるのは資本であることを考えれば⁽¹¹⁾、論理的には誤りではない。しかし、戦後の日本農業の現実に適用していく場合には、このままでは「主体性」は農民に外在的なままである。差額地代の徴収が外在的に提起されても、地代徴収を可能にする条件が農民に内在的に形成されていないと、分解は正常化しないであろう。そしてそれは、農民自らが土地所有問題を解決することによってしかなしえないのであり、決してその逆ではない⁽¹²⁾。

第三に、新たなルールが形成される必然性をどう理解するか、という問題がある。これは以上の問題とも密接にかかわっているのであり、ルールの正当性とその実現の主体性を農民に内在的に見出すことは、同時にルール形成の必然性を明らかにすることにもなる。ここでは先に指摘した秩序論一般にかかわる論点の第一、つまり如何なる対立を解決するものとして新たなルールが形成されたのかを問うことが必要になってくる。この場合も戦後農民を念頭に置くならば、戦後自作農の生産力構造と土地所有に即した対立構造を理解することが必要になる。そして以上の論点を総合す

れば、それは農民の矛盾＝疎外の構造を解明する作業であると言える。

(2) 磯辺の「合理的農業論」の射程

われわれは綿谷氏の提起から漁場利用秩序論についての多くの示唆を得ることができるが、それを漁場利用に即して展開するためにも、上記の論点について積極的な問題提起をしている磯辺俊彦氏の議論をさらに検討しておくことが有益であろう。

① 3つの対立論と戦後自作農の内在矛盾の把握

磯辺氏の議論の最大の特徴は、戦後自作農の内在矛盾の把握の仕方にある。綿谷氏との対比で言えば、近代的な資本が確立した段階における農民の内在矛盾に注目し、そこに土地問題解決の主体性を見ることに磯辺氏の主張の力点があるように思われる。磯辺氏の問題把握の基本は「現代の土地問題の私的性格と利用の社会的性格との衝突」⁽¹³⁾という理解にある。これは1) 国土利用における農業と非農業との対立＝地代格差としての農工商格差構造の現れ、2) 農業的土地利用における土地利用権と土地所有権の対立＝労賃と地代の衝突、3) 農業的土地利用における個別私経済と社会的地域経済との対立＝私的費用と社会的費用の衝突、の三層において理解される。第三の対立は、具体的には労働力や土地という地域資源の保全（公益）にかかわる社会的費用と、現代資本主義を与件としそれに適応する形で進められる規模拡大における私経済的合理性（私益）との対立を意味している。そして、その上で磯辺氏の強調するのは、第一、第二の対立、つまり農工商格差構造の下での労働力の自立の困難が、第三の対立を発現させているという関連構造である。この関連を理解する鍵は、第三の対立を農法をめぐる対立として把握する点にある。磯辺氏は農業生産力の構造を労働の社会的生産力と労働の原生的生産力との矛盾的統合とした綿谷氏の把握を引き継ぎながらも、さらに労働の社会的生産力は労働力の自立化の水準によって規制されること、そしてそれは自然諸力の合理的利用が問われる労働の原生的生産力と対立するが、この対立はあくまでも前者によって統一されることを主張する。それゆえ「農法とは労働力の一定の自立化水準に規定された一定の生産力段階にある農業の具体的な存在様式」⁽¹⁴⁾なのである。農法をこのように把握することによって、「労働力の自立（非自立）」を媒介とした第一、第二と第三の対立の統一的把握が可能になる。そしてそのことの理論的・実践的意義は、「労働力の自立＝合理的農業の形成」に向かう実践、つまり第二、第三の対立を克服しようとする地域農業再構成の実践の有する現代的意義を確定することができる点にある。

② 内部矛盾の解決としての集団的土地利用秩序

第二の対立は農民内部における労賃と地代の対立であり、第三の対立は私的所有が確立した戦後自作農における私的性格と社会的性格の対立であり、ともに戦後自作農の有する内部矛盾である。磯辺氏はこの内部矛盾に焦点をあてたがゆえに、次のような視座を提起することができたと言える。「農業の自立的発展の論理は、零細農耕としての戦後自作農制の内部矛盾の、労働する主体みずから

による発展的止揚の論理として見定められるべきだ」(下線は筆者による)⁽¹⁵⁾。ここには綿谷氏が提起し、磯辺氏の継承した「正常な商品化のための与件定立を図る主体性」への問いに対する回答が示されている。それを制度や階級闘争に見る綿谷氏に対し、戦後自作農の内部に見る磯辺氏の差異は明白であろう。

このような視座の転換が磯辺氏の言うところの「集团的土地利用秩序」の構想を可能にしたと言っても過言ではない。土地という自然の合理的利用は、私的所有の外側からの規制によってではなく、社会的合理的な利用が社会的義務であるという地域住民の合意によってこそなされるのであり⁽¹⁶⁾、「土地所有権の自由」が社会的なものとして理解されることが条件となる。そして労賃と地代の内部矛盾を解決しようとする「労働力自立」への運動は、かかる新たな社会的合意を産み出しつつあるとする。「労働する主体による内側からの内生的な土地所有理念そのものの変革」、そしてそこで形成される「土地の社会的利用権の形成とそのもとの個別的利用権という二重の構成」をもった新たな土地利用秩序が「集团的土地利用秩序」に他ならない⁽¹⁷⁾。私的所有の外側からの公的規制・介入ではなく、むらの集団性に依拠した新たな農法変革・生産力形成によって、私的所有の限界が確定され、それを止揚する新たな権利・規範が形成される——これは綿谷氏に対する批判でもあろう。

③ 公平原則と能率原則

また秩序論の構成という小論の関心からみても、「労働する主体」の自立化＝「合理的農業の形成」を新たな秩序形成の起動力と見る点には注目すべきであろう。つまり、この視点は農民の自己疎外の構造に即した秩序論の構成を提起することに他ならない。「土地所有理念」や「社会的義務」といった秩序を編成するルール生成やその正当性を農民の自己疎外(矛盾)の構造に即して把握することも、綿谷氏との大きな差異であろう。そしてこのような視点は、正義論一般にとっても批判としての意味を有する⁽¹⁸⁾。それでは新たな土地利用秩序を形成するルールとは何であろうか。磯辺氏はそれを「公平原則」と「能率原則」の矛盾的統合に見る。

「公平原則」とは、地域資源(土地と労働力)、つまり労働の原生的生産力の集約的な活用を行うことであり、就業場面の拡大や肥培管理の緻密化という地域資源の総合的利用がこれにあたる。「能率原則」とは、現代の技術水準における外給資材を効率に活用することであり、労働の社会的生産力を展開させることに他ならない。これら二つの原則は、労働の原生的生産力を支えてきた「むら」社会を保全していく二契機であるとされ、戦後自作農に内在的な契機であると理解されている⁽¹⁹⁾。さらに敷衍すれば、前者は労働の原生的生産力に依拠する限りでの集団構成員の同質性、平等性をも意味することができる。例えば水利秩序に見られるように、自らの労働の成果ではない資源の利用については平等利用が原則とされる。これに対し後者は、能力主義的な秩序形成を要求し、自らの積極的な上向エネルギーを正当化する論理としても意味づけられよう⁽²⁰⁾。磯辺氏はこれらの一見、相反する二つの原則を、前者の基礎の上に立った「合理化投資の公共化・社会化」、つまり能率

原則に基づく投資を公平原則に基づく社会的性格をもったものとして行うものとして統一することによって「集团的土地利用秩序」が実現されるとする。「労働力自立＝合理的農業の形成」論は、このような組織原則論をも提起することができたのである。

④ 秩序論の展開のために

さて、以上のような磯辺氏の提起は、われわれが構想する秩序論と基本的な方向性は一致する。その一致を与えるものは、今まで確認してきたように秩序形成の必然性、正当性を農民の自己疎外と労働する主体の自立に求めるというその方法である。さらに言えば農民の自己疎外を、労働主体の特殊な自己関係（労賃と地代の対立）と自然からの疎外（土地と労働力の掠奪）、人間の人間からの疎外（小農的土地所有の集団＝個別性と私性との対立に基づく「むら」の社会関係）との統一において把握している点にある。しかし、われわれが秩序論を具体化するためには、次のような課題がさらに展開されるべきであろう。

第一に、土地所有理念の変革にかかわって、所有の固有の論理次元と利用秩序という論理次元との関連をどのように理解するか、という点である。既に確認したように、磯辺氏は集团的土地利用秩序を、土地所有理念の変革をめざすものとして把握されている。しかし、利用秩序に関する集团的合意は必ずしも所有理念の変革には直結しないのではなかろうか。現実に対立するのは所有と利用というよりも、私的所有に基づく私的利用秩序と私的所有を前提にした集团的利用秩序であろう。この関連を明らかにするためには、おそらく協同労働という契機が必要であるように思われる。筆者は、協同労働に基づく協同蓄積は、その成果に関する新たな所有理念を形成すると考えているが⁽²¹⁾、磯辺氏の言う「集団性」あるいは「集团的な労働様式」には、実態としては筆者の言うような協同労働という契機も含まれているように思われる。しかし、それが論理的に明示されていない点がここでの不満である。

これは集团的土地利用秩序の歴史的位置づけにもかかわる。磯辺氏は集团的土地利用秩序の形成は、決して与件適応的な農業内部の経営要素の組替えではないことを強調し、「合理的農業」という視野は資本制生産様式をこえていると主張する。つまり、私的所有の限界を示すものとして、あるいは私的所有との対立物として合理的農業を位置づけるのであるが、上に指摘した所有理念の変革にいたる論理は、このような位置づけを行い得る農業内的な理由を示すためにも重要な検討課題であろう。

第二に、第一ともかわって、集团的労働様式の形成の必然性を労働の原生的生産力（あるいは公平原則）の規定性のみでなく、労働の社会的生産力の発展（あるいは能率原則）とのかかわりで理解する必要はないか、という問題がある。農法は労働の社会的生産力を主極としつつ統合されるとすれば、その統一構造の転換論理も統一する極である労働の社会的生産力の発展とのかかわりで説明されることになるはずである。今日求められる「地域農業の新たな統合主体の役割は、現在の労働の社会的生産力の発展段階を踏まえて、労働の原生的生産力＝地域資源の適正な合理的管

理・利用体系を創出するという、技術革新（自然的物質代謝過程の変革）および組織革新（社会的物質代謝過程の変革）である。」⁽²²⁾ という指摘には同意するとしても、「労働の社会的生産力の発展段階を踏まえて」統一する論理は、労働の社会的生産力の発展の内部からしか現れないのではないか。旧来の労働の原生的生産力に基づく共同と区別された新たな集団性がそこに見通されているとすれば、それは労働の社会的生産力の形成に伴う協同・協同労働（協働）に基づいてしかあり得ないように筆者自身は思っている。もし問題をこのように提起できるとすれば、磯辺・綿谷氏の問題にする労働の原生的生産力の保全も、実は協同によらねばなし得ないと言うべきであり、その協同性を形成できるか否かが、労働の原生的生産力と社会的生産力の新たな統合の可能性を規定しているのではなからうか⁽²³⁾。

2 漁場利用秩序の規定論理

(1) 戦後漁業制度の特質

土地利用秩序にかかわる以上の議論を前提に、漁場利用秩序の構造を把握するための方法について検討していこう。対象とするのは漁業権漁業（沿岸漁業）である。

漁場利用秩序の検討においても、土地利用秩序の場合と同じく、漁場利用における対立の性格とその対立を解決するルールの正当性を問うことが必要であり、それはまた沿岸漁民における自己疎外の構造を把握することを要請する。しかし、その場合にも、沿岸漁業においては主として自然利用の形態上の特性（自然の採取を基本とする）に基づいて、その制度的枠組みについても独自の構造と論理が存在するのであり、その独自性をどう把握するかが漁場利用秩序論のいわば前提的な課題になる。それは以下のような特質として理解可能であろう。

第一に、戦後漁業制度は漁場利用の方法をも規定したという特徴がある。既述のように、沿岸漁業においては漁場に関する私的所有は認められていない。しかし、現行制度は漁場の利用について適格性と優先順位を規定しており、これが漁場利用秩序を規定する第一次的な要因である。漁業法制定当時の担当者は、漁業制度改革に先行した農地改革が所有のみを問題とした結果、かえって経営の零細性が強化されたと批判し、漁業制度の改革（封建制の否定）においては漁業権を誰が行使しているか、という経営あるいは漁場の利用までもが問題にされねばならないと述べている⁽²⁴⁾。そしてそこでは個別的な零細な経営ではなく、組合自営のような協同経営が漁場利用の単位となることが期待されていたのであった。

第二に、同じく戦後制度によって、漁業権漁業に関しては漁協が実質的な漁業権管理主体として指定されたことがある。これも私的所有に基づく私的な管理ではなく、集団的な管理による集団的な利用をめざしたという第一の点とかかわっているのであるが、このことが持つ意味は二つある。その一つは、これにより組合員でなければ漁業を営めなくなったことである。これは漁場利用を誰

に認めることが正当であるかという規準を示したものであり、当時の組合員資格、つまり年間30日以上漁業を営む者でなければ漁場は利用できないことになった。この30日という規準は後に90日に引き上げられるが、この段階でも前期的資本等の漁場利用への介入は断ち切られたと言えよう。二つめの意味は、文字通り漁協が漁業権管理の主体として、漁場利用の正当性についての判断をなしうる地位を得たことがある。この点は漁協による漁業権行使規則の設定を認めた1962年の制度改革により、より一層強化されたと言える。

(2) 漁場利用秩序の現実的規定要因

以上は農地法的な土地所有との対比における戦後漁業の制度的特質である。見られるように、集団的土地利用論において焦点の一つとなっている集団的な管理を行う主体のありかたについては、制度的には一つの解答が与えられている。しかし、集団的土地利用秩序論が追求した労働力の自立や合理的農業の形成に関しては、それに匹敵する内容を実現する機能は備えていなかった、と言わねばならない。現実の漁場利用は次のような問題に直面し、またそのことが漁場利用の形態を規定したからである。

第一には、漁場利用規模の零細化を回避できなかったことがある。地域内で漁業生産力を向上させた先発漁業者の先駆者利得は、数年後には後発漁業者の参入・着業によって、分配され消滅してしまう⁽²⁵⁾。その際の漁協による調整も、組合員の平等な漁場利用を保障するという原則による限り、当該漁業への着業を制限することは困難である。また、実態としては着業権をすでに留保している漁業者が、漁況の好転によってそれを行使し参入することも多いが、この場合には漁協による調整機能は全く働かない。また、優等漁業への参入は、当該漁業の地代を最大化するような限界生産を超えて、参入する漁船（個別経営）ごとの平均的な費用が回収できるまで投資が継続されることにより、結果的には地代部分をも増大する費用で消滅させる、つまり過剰投資がなされることになるという論理もここには働いていると言えよう⁽²⁶⁾。

このような傾向は、私的所有による参入障壁が存在せず、利用は原則として平等になされる点に起因する。また、その利用を調整する漁協の管理機能が、現実の漁家の行動に対して必ずしも有効な規制力をもち得なかったことも、その一因であろう。これは次に述べるように、利用の単位が世帯ごとに個別化し、制度改革当時に想定されていた集団の利用主体による自主調整が困難となり、むしろ行政機関化した漁協の介入によって調整がなされねばならなくなったことを背景としている。そしてここで大事な点は、そのような漁協による調整が、漁民にとっては外的であることである。磯辺氏の指摘した「公的介入の限界」がここでも指摘できよう。

第二の理由として、加瀬和俊氏の言うところの「漁場利用権の世帯内封鎖」傾向をあげることができる。この傾向は、高度成長期以後において沿岸漁業経営体が漁家ごとに個別化したことを前提としている。歴史的にみれば、1960年代に入ってもなお家族を単位とした「自立経営」の育成が政

策課題たりえなかった⁽²⁷⁾ことに示されるように、戦後改革から高度成長期にいたるまで、沿岸漁業の生産力の担い手は家族経営の枠を超えた協業経営であった。先の漁業制度改革もこのような協業経営体を現実的な経営体として想定していたのであるが、高度成長期の労働の社会的生産力の発展は、漁家世帯において完結する経営体を支配的な形態として産出した。「特に、世帯内男子1～2名を基本とする操業形態が主業的漁家において支配的になったことは、高度成長期以降の歴史的特質」⁽²⁸⁾なのである。

このような状況を前提として、さらに漁場利用権が操業実績に基づいて付与されることが一般化し、かつ新規参入が困難になると、漁場利用権が「操業実績ではなく権利保有実績によってそれが更新されるという、『実績』主義の意味転換が生じる」⁽²⁹⁾。加瀬氏はこのような漁場利用権の所有権化を「世帯内封鎖」と呼ぶ。そして、それによって漁家のライフ・サイクルの変動に伴う労働力構成と漁場利用権のアンバランスが発生するが、これは漁場利用に即してみれば「過密利用と過小利用という対立する2つの弊害（自然力の浪費）が生じている」ことになる。こうして「合理的農業」に対応する漁場利用の合理性は実現されないことになる。

このような対応は、先の第一のような漁協による調整の困難＝集団的管理の困難さに対する個別漁家の防衛的対応としては必然的であろう。加瀬氏の言うような後継者確保のための「世帯内封鎖」以外にも、自らの高齢化に備え、身体への負担の少ない漁場利用権（例えばコンブ採取等）をあらかじめ確保しておくという対応もこのような「世帯内封鎖」にあたるであろう。これらは確かに漁家のライフステージにおいて想定される状況に対し、漁協の調整機能が十分に期待できないとすれば、個別的対応としてとらざるを得ない選択肢である。

しかし、このことの持つ意味は深刻である。かつての地域的な協業が編成されていた段階では、労働力の新規・追加投資は地域全体の生産力の発展をもたらすという「私益と公益の予定調和」が可能であった⁽³⁰⁾。しかし、経営単位が個別化し、漁場利用権が所有権化しつつある今日では、労働力の追加投資を行う漁家の上向エネルギーは、労働の原生的生産力の浪費として、「公益」と対立する性格をもってしまう。加瀬氏の提起は小論の文脈ではこのように言うことができよう。かつ、ここで言うところの所有権化は、厳密な意味での所有権ではない。つまり、その譲渡や貸借は制度的には全く認められていないのみならず、実態としても「非人格的な取引関係が成立しているわけではない」⁽³¹⁾のである。このように商品化が困難な下での所有権化であるために、生産力保全に対しては否定的に機能すると言えよう。労働力の保全が世帯を単位として行われ、かつ労働力の自立をめざす運動が労働様式の個別化（さらに私的性格の強化）によって展開されてきたことが発生させた矛盾である。

第三には、漁場利用権の分配原則、つまり実績主義と平等主義の限界をあげることができる。実績主義は、漁家経営の安定性・継続性を保障し、また積極的な資本投下を誘導する。しかし、沿岸漁業においては資本投下の拡大はむしろ乱獲や密漁に結びつきやすく、既着業漁業における漁船や

漁具の規模拡大は厳しく制限されている場合がほとんどである⁽³²⁾。労働の社会的生産力の発展は実績主義によって保障されるとしても、それはあくまでも個別漁家の生産力の発展であり、また磯辺氏の言うところの私性の強化につながる。しかし、それが漁場利用に即してなされねばならない以上、地域社会における新たな承認を得なければなし得ない。つまり「私益」と「公益」が分裂している下での漁場利用においては、「私益」を拡大するような生産力の発展は、なんらかのかたちで「公益」の増進に結びつかなければ承認され得ないのである。したがって実績主義は新規に参入しようとする外部の漁業者に対しては排除の論理として働くが、同一漁業を営んできた漁業者の間では貫徹しない。むしろ実績のある者同士は平等でなければ他者の実績を否定することになる。このような生産力向上の契機を喪失した実績主義が、先に加瀬氏の指摘した「意味転換」＝「保有実績」論へとつながっていくのであろう。

他方、平等主義についても、その配分方式自体が実績として定着した場合には実績主義的な合理化の論理が作用することになる⁽³³⁾。平等という実績の保障を要求するこの段階では、先の実績主義の内部の平等主義と同じく、生産力の向上という契機は喪失されていくであろう。したがって新規に労働力を追加し、生産力の拡大を遂げる場合には、平等主義的漁場利用がなされている漁業から脱出しなければならないことになる。とはいえ、実績主義が支配する漁業種への新規参入は困難であろうが。

このように、実績主義と平等主義はともに生産力発展に対する阻止要因としても機能する。実績主義は労働の社会的生産力の効率化というよりは、既得権益の確保の論理としての性格が強くなり、平等主義も労働の原生的生産力の総合利用という性格をもちながらも、過剰投資の必然化を排除しないのである。

しかし、第四として、沿岸漁業においても労働の社会的生産力を向上させる効率化志向は働いていることを指摘しておかねばならない。但し、それは実績主義の延長線上に位置するのではなく、むしろ漁業権管理主体としての地位にある漁協経営の効率化を媒介にして発現しているように思われる。経営体としての漁協は職員の労質の増大や漁家生活にかかわる諸サービス（自動車保険や公共料金事務等）の増大によって、事業高の増大を内在的に要求することになる。そして漁協の事業実績は主に販売事業によって支えられているのが通常であるから、漁協のかかる要求は自らに漁場利用の成果の最大化、つまり効率的漁場利用を志向をさせることになる⁽³⁴⁾。この要因は一面では地域資源の総合的利用をもたらす可能性を与えるが、他面では生産力の高い特定漁業の保護・育成に偏重した漁場利用、社会資本投資がなされる可能性をも与えている。組合員が均質である場合は前者の傾向が強いであろうが、地域漁業がイカ釣りなどのように規模格差が大きい漁業種により成り立つ場合や中小漁業の層が厚い場合には後者の傾向が強くなる⁽³⁵⁾。漁協の要求は販売金額が増えれば満たされるのであり、どのような生産力に依拠するものであろうと、それは漁協の直接的な関心ではないことが、こうした二面性をもたらしている。

しかし、ここに労働の社会的生産力の効率化と原生的生産力の総合利用が統一的に実現される可能性をみてよいように思われる。その可能性が現実化する条件は、「私益」と「公益」とを統一しようとする主体が組合員としての漁民の側で形成されることであろう。

3 漁場利用秩序論の構成——むすびにかえて

以上の整理はまだ、漁場利用が「集団的」なものとして形成されない直接的な理由を検討したにとどまっている。秩序論として構成する場合の問題は、それを戦後の沿岸漁民をめぐる諸対立との統一において把握することにあるが、ここではその基本的な課題を確認して一応のまとめとしておきたい。

第一に、沿岸漁業における労働力要因の占める位置の大きさを改めて確認する必要がある。今日の漁場利用においても、個別漁家の私的な利用と資源管理という社会的費用の関連は問題とされざるを得ないことは確かである。この点は、土地問題と共通する。しかし、漁業の場合には土地の私的所有に匹敵する漁場所有が存在しないことによって、私的利用も農業とは異なって現象する。私的漁場所有が成立しない漁業において私的な漁場利用が発生するのは、言うまでもなく労働力の再生産が行われる世帯が私的に自立しているからである（生活の社会化もそれを支えたと言える）。そして、労働の社会的生産力の発展が労働の個別化を可能にしたことによって、労働力の再生産と労働力の発揮単位は世帯として一致するようになり、漁場と労働力の結合において、世帯を単位にした私的利用の論理が現れるようになった、と言えよう。しかし、私的土地所有が存在すれば、世帯の再生産の責任は土地所有者に完全に帰属するが、それが所有による完結性が存在しない漁業においては、世帯再生産の責任さえもが、個別世帯のみには帰属しない。漁場利用のありかたは、自然の利用のありかたであると同時に、労働力の再生産のありかたでもあるのであり、この側面から言えば、労働力は社会的に再生産される。したがって、漁業における私的利用と社会的費用の対立は、労働力投資の私的性格と社会的性格の対立としても把握されねばならない。この対立が、漁場利用秩序を規定するルールである実績主義・平等主義の機能を規定していたとも言えよう⁽³⁶⁾。ここでは磯辺氏の提起した「労働力の自立」がどのような射程をもちうるのか、あるいは労働力原理の貫徹とは何かを問うことも必要であろう。

第二に、漁業労働が自然の利用に基づく限り、自然利用を媒介にした集団性が常に発生する。平等主義の発生根拠もここにあるが、現在の個別化した漁家を前提にすれば、その集団性は直接に漁民全体において問われるのではない。より直接的な集団性としての同業者団体、具体的には部会が漁場利用秩序を規制する構成単位として重視されねばならないように思われる。全体的な漁場利用調整は、実質的にも部会を媒介してなされることが多い。そして、ここで問題になるのが加瀬氏の指摘した漁場利用権の「世帯内封鎖」に匹敵する傾向が部会においても発生しがちであることで

ある。それは部会という同業者集団の内部において固有の規範が発生することをも示唆するように思われる。このことの持つ意味も含めた漁場管理の重層性とその意義も、漁場利用秩序を検討する上で重要な論点となろう。労働力の自立を保障するシステムが、世帯、部会、漁協という三層をどのように関連づけて成立するのか。前二者における私的性格の強化は漁協の性格をどのように規定するのか。漁場管理の主体としての漁協は同時に行政機関の末端でもあったのであるから、このような関連を問うことは、行政過程の性格変化を問うことにもなろう。また、秩序論にかかわっては、調整ルールの正当性がこの三層のどのような関連のなかで承認され形成されていくのかを問うことになる⁽³⁷⁾。

第三に、労働力自立をめぐる対立を沿岸漁業に即して把握することが必要である。加瀬氏の指摘した通り、沿岸漁業は今日においても専門的労働力によって支えられている。このことは逆に兼業については切り売りの労働市場にしか対応できないことを意味し、あるいはまたそうであるが故に専門的な就業による労働力の自立をめざさざるを得ないことを意味する。後者のような場合には、専門労働に追加投資される労働力はどのように価値評価されているのであろうか。後継者の場合に限らず、基幹的労働力についても就業密度を上昇させる場合には同様の問題を問うことができよう。さらに、漁業では追加投資が必ずしもそれに見合う漁獲高の増加をもたらさない場合も多い。この場合には、追加投資は労働力の過剰化にもつながってこよう。労働力と資源の掠奪と労働力の自立の関連は漁業においても重要である。

また今日、養殖業などの一部の漁業では、臨時的な雇用がかなり導入されている。これらの労働力は多くの場合、地域の農家やサラリーマンの主婦、(あるいは学生)であるが、これらの労働力を自らの経営内に導入することによる労働力評価の変化についても検討が必要であろう。特に近年、これらの臨時労働力は不足する傾向にあり、労賃は地域協定を結ばねばならないほどに高騰している場合もあるが、他方では、魚価水準は輸入の増大により、10年以上にわたってほとんど上昇していない。このような状況の中で漁家が自らの労働力の自立をどのように図ろうとしているのか、という問題は、漁場利用秩序の検討においても不可避の要点をなしているように思われる。

注記

- (1) 拙稿「協同における正義概念の構造」(『北大教育学部紀要 第59号』, 1992)を参照されたい。利害の対立＝疎外の下でも社会が現実形成されている根拠を問うことが正義論にとって必要である。さらに付言すれば、疎外論的正義論といっても、それは疎外された労働者の解放要求という主観的契機に正義の根拠をおくことを主張するものではない。マルクスをかかえる水準のものとして理解するハーバーマスに対する批判としては、拙稿「マルクスにおける歴史と実践」(『社会教育研究 第12号』, 1992)を参照されたい。
- (2) 数理社会学における秩序問題については、さしあたり海野道郎・盛山和夫『秩序問題と社会的

ジレンマ』(ハーベスト社, 1991)を参照。

- (3) 新たな現実を産出しようとする対立については、マルクス『ヘーゲル国法論批判』を、また現実的対立の理解については有井行夫『マルクスの社会システム理論』(有斐閣, 1987)を参照されたい。また前掲「マルクスにおける歴史と実践」においても筆者の理解を簡単に述べた。
- (4) 加瀬和俊『沿岸漁業の担い手と後継者——就業構造の現状と展望——』(成山堂, 1988)174頁。
- (5) 加古祐次郎「近代法体系の多元的構造に就いて」(『近代法の基礎構造』, 日本評論社, 1964)を参照。
- (6) さしあたり、宮本憲一『環境経済学』(岩波書店, 1989)を参照されたい。
- (7) 地球環境問題としての環境・自然の保全問題、あるいは地価高騰にかかわる土地問題においてそれは顕著であろう。磯辺俊彦『日本農業の土地問題』(東京大学出版会, 1985)の序章を参照されたい。また、その批判は資本に対しても向けられる。有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』(青木書店, 1991)を参照されたい。
- (8) 綿谷越夫「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」(同氏著作集第一巻, 農林統計協会, 1979)
- (9) 「したがって個別資本の自由競争に対して一定のルールを与える作用が、同時に、マクロ的な場において想定されねばならない。」(綿谷, 前掲書, 342頁)
- (10) 同上書, 342, 345頁
- (11) 拙稿「経済学批判要綱における本源的蓄積論の位置づけについて」(『社会教育研究第10号』, 1990)を参照されたい。
- (12) 漁業制度改革においては、免許料・許可料として差額地代部分を徴収しようとしたが、現実にはなしえなかった。なお田代洋一は、綿谷には「原生的生産力を差額地代的に処理しようとすることによって、その原生的生産力と一体化した土地所有そのものまでも処理しうることごとき錯覚」があったと指摘している(「綿谷越夫著作集第四巻月報」)。
- (13) 磯辺俊彦, 前掲書, 10頁。
- (14) 同上, 529頁。
- (15) 同上, 42頁。
- (16) 同上, 175頁。
- (17) 同上, 51頁。
- (18) 正義論の疎外論的展開の可能性については、前掲「協同における正義概念の構造」を参照されたい。
- (19) 磯辺, 前掲書, 532, 579頁。
- (20) 平等と能力の関係は、現代の権威的支配秩序を問うときにも不可避の論点である。この点に関しては、竹内章郎「能力と平等についての一視角」(藤田勇編『権威的秩序と国家』, 東京大学

出版会, 1987) を参照。但し, そこでの「能力の所有」論については, 平等性を能力の総体性の実現とかかわって理解する可能性との関連においてさらに検討が必要であるように思われる。

- (21) 前掲「協同における正義概念の構造」参照。
- (22) 磯辺, 前掲書, 532 頁。
- (23) 以上の点は新たな土地利用秩序を産出する新たなルールの発生根拠をどこに求めるかという問題ともかかわっている。かかる文脈における協同性の意義については, 拙稿「地域関連労働の形成論理」(山田定市・鈴木敏正編著『社会教育労働と住民自治』, 筑波書房, 1992) を参照されたい。また法学からの接近として名和田是彦「現代社会における『法的なもの』の動揺と拡散」(日本法哲学会『法秩序の生成と変動』, 有斐閣, 1989) も参照。
- (24) 水産庁経済課『漁業制度の改革』(日本経済新聞社, 1950), 33 頁。
- (25) 鈴木旭・増田洋「200 カイリ体制への移行にともなう北海道漁業の変化とその特徴」(『漁業経済研究』第 29 巻第 3 号, 東京大学出版会, 1984) では, 北海道の沿岸漁業に即した指摘がなされている。
- (26) 長谷川彰『漁業管理』(恒星社厚生閣, 1985), 90 頁。
- (27) 農林漁業基本問題調査会事務局監修『漁業の基本問題と基本対策——解説版』(農林統計協会, 1961)。
- (28) 加瀬, 前掲書, 20 頁。
- (29) 同上, 162 頁。
- (30) 但し, それはあくまでも大型定置や旋網等の協業的漁業が支配的であった場合である。そして, 現実にはそこでも過剰就業問題があったことは言うまでもない。
- (31) 加瀬, 前掲書。
- (32) 同上, 158 頁。なお, この点は沿岸漁業において企業的漁家の成立しがたい一因でもある。この事情については, 加瀬「漁家経営の現段階的性格」(小野征一郎・堀口健治編著『日本漁業の経済分析——縮小と再編の論理——』, 農林統計協会, 1992) を参照されたい。
- (33) 加瀬氏は平等主義も実績主義の別のタイプとならざるを得ないことを指摘している。前掲『沿岸漁業の担い手と後継者』, 162 頁。
- (34) 加瀬氏はこの傾向を「職能的な経営主義」と呼ぶ。長谷川彰・廣吉勝治・加瀬和俊『新海洋時代の漁業』(農文協, 1988), 233 頁。
- (35) ホタテ養殖地帯を対象とした事例分析として, 拙稿「漁協経営と漁民層分解」(『漁業経済研究』第 29 巻第 3 号, 東京大学出版会, 1984)。
- (36) 労働力単位と世帯単位の問題は, 加瀬『沿岸漁業の担い手と後継者』において提起されている。
- (37) こうした問題意識に基づく事例研究としては, 拙稿「漁場利用秩序の構造」(『漁業経済研究』第 36 巻 1 号, 漁業経済学会, 1991)。